

# 給 住民税均等割のみ課税世帯・低所得者子育て世帯 付金を支給します

問 守口市専用コールセンター TEL 06-6993-6635

**住民税均等割のみ課税世帯支援給付金**  
 対 基準日(令和5年12月1日)に守口市の住民基本台帳に記載されており、同一世帯に属する全員が令和5年度の住民税所得割が課税されていない世帯  
 ※令和5年度における住民税均等割非課税世帯を除く  
 ※住民税均等割が課税されている人の扶養親族等のみで構成される世帯を除く  
**支給額** 1世帯当たり10万円(1世帯1回限り)  
 申 4月中旬ごろから順次、対象世帯に確認書を送付します。

**低所得者子育て世帯支援給付金**  
 対 基準日(令和5年12月1日)に守口市の住民基本台帳に記載されており、同一世帯に属する全員が令和5年度の住民税均等割が課税されていない世帯または住民税均等割のみ課税世帯支援給付金の対象世帯であって、同一世帯において18歳以下(平成17年4月2日生まれ以降)の児童を扶養している世帯  
 ※住民税均等割が課税されている人の扶養親族等のみで構成される世帯を除く  
**支給額** 18歳以下の児童1人当たり5万円(1人1回限り)  
 ※住民票を移していない施設入所児童を除く  
 申 守口市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(追加給付分)を世帯主名義の口座で受給しているなど一定要件を満たす世帯については、3月中旬に「支給のお知らせ」を送付しており、期日までに口座変更等の届出がなかった世帯には3月末に振込をしています。それ以外の対象世帯には、4月以降順次、確認書を送付します。

申 確認書の記載内容を確認し、必要事項を記入の上、6月14日(金)までに「守口市価格高騰緊急支援給付金事務局」へ返送  
 注 低所得者子育て世帯支援給付金については、基準日(令和5年12月1日)の翌月以降に生まれた新生児についても申請により給付対象となります。  
 詳しくは市ホームページをご覧ください。



# 通 ~高齢者の皆さん!年だから仕方がないと思いませんか?~ 所型サービスC(短期集中型)で元気アップ

問 高齢介護課 TEL 06-6992-1610

通所型サービスC(短期集中型)とは、筋力低下などにより日常生活が大変になった高齢者を対象に、元気を取り戻すため、リハビリ専門職などがサポートをしながら一人ひとりにあった運動プログラムが受けられるサービスです。栄養のとり方や口腔ケアを学ぶことができます。

**通所型サービスCを利用できる人**  
 ①要支援1・2に認定された人  
 ②要介護認定を受けていない人で「基本チェックリスト」により対象者に該当した人

**利用期間** 3カ月  
 ※プログラムは週1回 約2時間  
 ※悩みが改善しない場合は最大3カ月延長する場合あり  
 ※プログラム1回につき300円  
 ※延長した場合は4カ月目から1回500円

**通所型サービスCを卒業した皆さんの声**  
 守口市 Iさん(83歳)  
 「やったらやっぱり違う!もらったDVD(もりぐちフレッシュ介護予防体操)も家で何回もしています。やるしかないから頑張っています。」と。通所C型卒業者と共に通いの場のかよげん体操に参加しています。

**通所型サービスCの利用を希望する人は地域包括支援センターへ**

相談先	小学校区担当地区
第1地域 TEL 06-6904-8900	よつば(旧大久保・旧東)・梶・藤田・八雲東(大日東町1番~10番)
第2地域 TEL 06-4393-8401	庭窪・金田・佐太
第3地域 TEL 06-6908-2808	八雲・下島
第4地域 TEL 06-4250-7878	守口・八雲東(大日東町1番~10番を除く)・さつき(旧滝井)
第5地域 TEL 06-6992-1180	さつき(旧春日)・さくら(旧三郷・旧橋波)
第6地域 TEL 06-6997-3336	寺方南(旧寺方・旧南)・錦

# 市 ご注意ください の組織が変わります

問 企画課 TEL 06-6992-1407

市では、令和6年4月から組織の変更を行いました。主な変更点は、以下のとおりです。

**市長部局**  
 ▽市域の再整備やにぎわい創出などに向けた「まちづくり」を推進するため、まちづくり戦略課を創設しました。  
 ▽入札・契約に関することを担当する契約課を創設しました。  
 ▽財産活用課を廃止し、総務課に統合しました。  
 ▽人権室の名称を人権市民相談課に変更しました。

**水道局**  
 ▽総務課の名称を経営総務課に変更し、お客さまセンターの料金等徴収業務を移管しました。  
 ▽給・配水管に関する業務を集約し、配水課を工務課に変更しました。  
 ▽配水場施設の管理・運営および配水場化に向けての業務を集約し、浄水課を施設課に変更しました。  
 ※お客様窓口としての「お客さまセンター(水道局2階)」は存続します。

旧: ~令和6年3月	新: 令和6年4月~
企画財政部	企画財政部
財産活用課	<b>まちづくり戦略課</b>
総務部	総務部
総務課	総務課
	<b>契約課</b>
市民生活部	市民生活部
人権室	<b>人権市民相談課</b>
水道局	水道局
総務課	<b>経営総務課</b>
お客さまセンター*	
配水課	<b>工務課</b>
浄水課	<b>施設課</b>

# 国 免除・納付猶予や学生納付特例制度も利用できます 国民年金の保険料が変わります

問 総合窓口課年金担当 TEL 06-6992-1524  
 問 守口年金事務所 TEL 06-6992-3031

国民年金の保険料は毎年度見直しが行われ、令和6年度分(令和6年4月~令和7年3月)の定額保険料は、月額16,980円になります。  
 なお、付加保険料は従来どおり月額400円です。

**免除・納付猶予**  
 国民年金制度は、20歳~60歳の40年間加入し、保険料を納付することが必要ですが、所得の減少や離職などで経済的に納付が困難な場合、保険料の「免除・納付猶予制度」を利用してください。  
 保険料の免除には、全額・4分の3・半額・4分の1免除があり、50歳未満の人については、納付が猶予される「納付猶予制度」があります。  
 免除・納付猶予申請は、申請月から2年1カ月前の月分までさかのぼって申請することができます。  
 免除は、申請期間に対応する本人、配偶者および世帯主の前年所得に基づきます。また、納付猶予は申請期間に対応する本人および配偶者の前年所得に基づきます。審査は、日本年金機構で行いますが、承認されない場合があります。

**学生納付特例**  
 大学、短期大学、大学院、専門学校、専修学校など(一部対象校にならない場合あり)の20歳以上の学生で、本人の申請年度の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される制度です。  
 猶予期間は老齢基礎年金の受給資格期間に含まれますが、年金額には算入されません。  
 なお、年度(4月~翌年3月)ごとに申請が必要になります。

**マイナポータルから国民年金の手続きができます**  
 マイナンバーカードとマイナポータルアプリで、国民年金の一部手続きがスマートフォンやパソコンで電子申請できます。詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。


